

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
 - 福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則 八
 - 告 示
 - 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件 八
 - 道路の区域を変更する件二件 八
 - 道路の供用を開始する件 八
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 八
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 九
 - 公 告
 - 落札者を決定した件 六
 - 一般競争入札を行う件 六
- 福 島 県 教 育 委 員 会
 - 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則 六
 - 福島県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則 六
 - 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 六
 - 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 六
 - 福島県自然の家条例の一部を改正する条例の福島県郡山自然の家に係る施行期日を定める規則 六
 - 福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家条例施行規則の一部を改正する規則 六
 - 福島県立学校公印規程の一部を改正する訓令 七

規 則

福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十一年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福 島 県 規 則 第 三 号

福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則

福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号。ただし、第三条第一項第十一号及び別表一の表（試験用プラントの部に限る。）に限る。）の施行期日は、平成三十一年二月二十六日とする。

（産業創出課ロボット産業推進室）

告 示

福 島 県 告 示 第 百 十 五 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十一年二月十九日から同年六月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア ティ郡山 福島県郡山市駅前一丁目三六〇番
- 二 変更しようとする事項
駐輪場の位置
（変更前）別紙図面のとおり
（変更後）別紙図面のとおり
変更しようとする年月日
平成三十一年十月二日
届出年月日
平成三十一年二月一日
- 三 届出をした者
T O H O ビ ク ス 株 式 会 社
- 四 「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 百 十 六 号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所まで平成三十一年二月十九日から二週間一般の縦覧に供

平成三十一年二月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二八八号	双葉郡大熊町大字野上 字岳ノ楨一番四地先か ら 同 郡同 町大字野上 字野上国有林五一〇林 班は二小班地先まで	変更前 A 一六・三丁 九四・〇 変更後 A 一六・三丁 九四・〇 B 九・八丁 二四・〇	六〇〇・〇 六〇〇・〇 五八〇・〇	(メートル)

(道路計画課)

福島県告示第百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成三十一年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道会津 坂下河東 線	会津若松市河東町谷沢 字十文字一〇六番地先 から 同 市河東町郡山 字本宮東三二番一地先 まで	変更前 九・八丁 一三・六 変更後 九・八丁 一三・六	二二五・七 二二五・七	(メートル)

(道路計画課)

福島県告示第百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成三十一年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道会津坂下河東線	会津若松市河東町谷沢字十文字一〇六番地先から 同 市河東町郡山字本宮東三二番一地先まで	平成三十一年二月十九日

(道路計画課)

福島県告示第百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年二月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
早坂	石川郡平田村大字小平字早坂	土石流	次の図のとおり
檜坂1	同 郡同 村大字北方字檜坂	土石流	
鹿ノ子	同 郡同 村大字下蓬田字鹿ノ子	土石流	
札幌2	同 郡同 村大字鶴子字札幌	土石流	
草場1	同 郡同 村大字西山字草場	土石流	

鈴之沢1号	同	市鹿島町上蔵持字鈴之沢	急傾斜地の崩壊
洪倉	同	市鹿島町上蔵持字洪倉	急傾斜地の崩壊
畑中	同	市鹿島町上蔵持字畑中	急傾斜地の崩壊
梅ノ木作	同	市鹿島町上蔵持字梅ノ木	急傾斜地の崩壊
大木田	同	市渡辺町中釜戸字大木田	急傾斜地の崩壊
草木屋	同	市小名浜下神白字草木屋	急傾斜地の崩壊
井戸沢2号	同	市田人町旅人字井戸沢	急傾斜地の崩壊
根室	同	市田人町旅人字根室	急傾斜地の崩壊
平草	同	市田人町黒田字平草	急傾斜地の崩壊
大沢	同	市田人町黒田字大沢	急傾斜地の崩壊
中沢2号	同	市田人町貝泊字中沢	急傾斜地の崩壊
中沢1号	同	市田人町貝泊字中沢	急傾斜地の崩壊
戸草2号	同	市田人町貝泊字戸草	急傾斜地の崩壊
戸草1号	同	市田人町貝泊字戸草	急傾斜地の崩壊
井出	同	市田人町貝泊字井出	急傾斜地の崩壊
綱木1号	同	市田人町石住字綱木	急傾斜地の崩壊
才鉢	同	市田人町石住字才鉢	急傾斜地の崩壊
貝屋1号	同	市田人町石住字綱木	急傾斜地の崩壊
真石	同	市小名浜南富岡字真石	急傾斜地の崩壊

反町1号	同	市鹿島町久保字反町	急傾斜地の崩壊
田ノ作1号	同	市鹿島町久保字下田ノ作	急傾斜地の崩壊
田ノ作2号	同	市鹿島町久保字田ノ作	急傾斜地の崩壊
反町2号	同	市鹿島町久保字反町	急傾斜地の崩壊
穂町	同	市鹿島町久保字穂町	急傾斜地の崩壊
戸ノ内1号	同	市鹿島町下蔵持字戸ノ内	急傾斜地の崩壊
戸ノ内2号	同	市鹿島町下蔵持字戸ノ内	急傾斜地の崩壊
戸ノ内3号	同	市鹿島町下蔵持字戸ノ内	急傾斜地の崩壊
満屋1号	同	市鹿島町下蔵持字満屋	急傾斜地の崩壊
小和口	同	市鹿島町走熊字小和口	急傾斜地の崩壊
堤	同	市鹿島町船戸字堤	急傾斜地の崩壊
八合1号	同	市鹿島町船戸字八合	急傾斜地の崩壊
九反田	同	市鹿島町御代字九反田	急傾斜地の崩壊
赤坂	同	市鹿島町御代字赤坂	急傾斜地の崩壊
四郎作	同	市鹿島町米田字四郎作	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

福島県告示第百二十号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十一年一月十六日次のとおり指定した。

平成三十一年二月十九日

公 告

氏名又は名称	猪狩 裕美	住所	いわき市四倉町狐塚字川田八二	指定の有効期間	平成三二年三月一日から 平成三五年九月三〇日まで	福島県知事 内堀 雅 雄
						売りさばき所の名称 及び所在地
						大浦簡易郵便局 いわき市四倉町狐塚 字川田八二 (出納総務課)

公告第35号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県土木部共用機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年 2月19日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
ノートパソコン 732台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成31年 1月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
63,964,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年 11月26日

(土木総務課)

公告第36号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第

17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成31年2月19日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県全戸配布広報誌 予定数量 3,840,000部 (年6回 1回当たり640,000部)
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年5月20日から平成32年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成31年3月12日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成31年3月12日(火)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成31年2月19日(火)から同年3月12日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成31年2月26日(火)午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成31年2月26日(火)午後2時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成31年4月3日(水)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月2日(火)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は以下の計算式により算出した金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

計算式 (契約単価×予定数量×1/2×1.08) + (契約単価×予定数量×1/2×1.1)

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には、1部当たりの単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の8（平成31年10月1日以降に係る部分は100分の10）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、納入日が同年9月30日以前であるとして見積もった契約希望金額の108分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: Printing Newsletters with an estimated total of 3,840,000 copies (a total of 640,000 copies for each bimonthly printing)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 3 April 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 2 April 2019
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県教育委員会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年二月十九日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第十二条第二項中「福島県立会津学鳳中学校から福島県立会津学鳳高等学校」を「次
の表の下欄に掲げる併設型中学校から同表の上欄に掲げる併設型高等学校」に、「福島
県立会津学鳳中学校の」を「併設型中学校の」に、「福島県立会津学鳳高等学校の」を
「併設型高等学校の」に改め、同項に次の表を加える。

併設型高等学校	併設型中学校
会津学鳳高等学校	会津学鳳中学校
ふたば未来学園高等学校	ふたば未来学園中学校

別表第一福島県立福島高等学校の項中「九六〇人」を「九二〇人」に改め、同表福島
県立橋高等学校の項中「九二〇人」を「八八〇人」に改め、同表福島県立福島西高等学
校の項中「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島県立福島北高等学校の項中「五二〇
人」を「四八〇人」に改め、同表福島県立福島南高等学校の項中

二四〇人

を 情報会計科

二〇〇人

に改め、同表福島県立保原高等学校

の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立二本松工業高等学校の項中「一
六〇人」を「一二〇人」に改め、同表福島県立安積黎明高等学校の項中「九二〇人」を
「八八〇人」に改め、同表福島県立湖南高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に
改め、同表福島県立須賀川高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福
島県立白河高等学校の項中「六四〇人」を「六〇〇人」に改め、同表福島県立白河旭高
等学校の項中「六〇〇人」を「五六〇人」に改め、同表福島県立修明高等学校の項中「八
〇人」を「四〇人」に、「四〇人」を「八〇人」に改め、同表福島県立会津高等学校の

項中「八〇〇人」を「七六〇人」に改め、同表福島県立葵高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立若松商業高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立喜多方東高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、

同表福島県立喜多方桐桜高等学校の項中

エリアマネ ジメント科	二二〇人
情報システ ム科	二二〇人

を

エリ ジメ	情報 ム科	経営 メン
----------	----------	----------

に改め、同表福島県立西会津高等学校の項中「二二〇人」を

アマネ ント科	八〇人
システ	八〇人
マネジ ト科	四〇人

「一六〇人」に改め、同表福島県立大沼高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立川口高等学校の項中「二八〇人」を「二五〇人」に改め、同表福島県立磐城高等学校の項中「九二〇人」を「八八〇人」に改め、同表福島県立磐城桜が丘高等学校の項中「八四〇人」を「八〇〇人」に改め、同表福島県立平工業高等学校の項

中「一六〇人」を「八〇人」に、

八〇人	八〇人	八〇人	八〇人	八〇人
-----	-----	-----	-----	-----

を

四〇人	四〇人	四〇人	一六〇人	一二〇人
-----	-----	-----	------	------

に、

「四〇人」を「八〇人」に改め、同表福島県立いわき総合高等学校の項中「六四〇人」

を「六〇〇人」に改め、同表福島県立湯本高等学校の項中

人	人
を	を
普通科	七二〇人

に改め、同表福島県立勿来工業高等学校の

項中「二二〇人」を「二六〇人」に改め、同表福島県立相馬高等学校の項中「四四〇人」

普通科	七二〇
英語科	四〇

を「四〇〇人」に改め、同表福島県立小高産業技術高等学校の項中

産業革新科 (ICT コース)	産業革新科 (経済・金 融コース)	情報ビジネ ス科
-----------------------	-------------------------	-------------

に改める。

四〇人	四〇人	四〇人
-----	-----	-----

を

産業革新科 (ICT コース)	六〇人
産業革新科 (経済・金 融コース)	六〇人

別表第二福島県立小野高等学校平田校の項を削り、同表福島県立相馬農業高等学校飯館校の項中「八〇人」を「四〇人」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

福島県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年二月十九日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二号

福島県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則

福島県立高等学校の通信教育に関する規則（昭和三十七年福島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第十条」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十六条」に、「第十六条」を「第十七条」に、「第十七条」を「第十八条」に改める。

第十七条を第十八条とし、第九条から第十六条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第九条 実施校は、面接指導又は試験を行う場合において、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がないときは、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

2 前項に規定する場合には、面接指導又は試験は、実施校の教諭及び講師が行う。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（高校教育課）

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月十九日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「福島県立会津学鳳中学校学則」を「福島県立中学校学則」に改める。

第十五条の二第一項の表田島高等学校の項中

「南会津郡南会津町立田島中学校」を「南会津郡南会津町立榎沢中学校」に改め、同表ふたば未来学園高等学校の項中「双葉郡浪江町立津島中学校」を

「双葉郡浪江町立津島中学校」に改め、同表相馬東高等学校

「相馬市立玉野中学校

（高校教育課）

校の項中 相馬市立中村第一中学校」を「相馬市立中村第一中学校」に改める。
第十五条の三第一項中「福島県立会津学鳳中学校（次項において）」を「次の表の下欄に掲げる中学校（以下）」に、「福島県立会津学鳳高等学校（次項において）」を「同表の上欄に掲げる高等学校（以下）」に改め、同項に次の表を加える。

併設型高等学校名	併設型中学校名
会津学鳳高等学校	会津学鳳中学校
ふたば未来学園高等学校	ふたば未来学園中学校

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（高校教育課）

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月十九日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和五十年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一のAからオまでの表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事

項に関する科目」に、

「教科に関する科目」

を

各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

に、「教科又は教

職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同表の一のオの表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、

「教科に関する科目」

「保育内容の指

在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	大学が独自に設定する科目
------	---------------	-------------------------------------	---------------------------------	---------------------	--------------

オ 中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有し、高等学校教諭一種免許状を取得する場合

在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	大学が独自に設定する科目
------	---------------	------------	-------------	-------------------------------------	---------------------	--------------

エ 高等学校教諭普通免許状を有し、中学校教諭一種免許状を取得する場合

在職年数	専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
------	-------------	---------------	-------------	-------------------------------------	---------------------

福島県教育委員会規則第六号
 福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
 正する規則
 福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家条例施行規則（平成二十三年福島県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
 をここに公布する。
 平成三十一年二月十九日
 福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号
 福島県自然の家条例の一部を改正する条例の福島県郡山自然の家に係る施行期日を定める規則
 行期日を定める規則
 福島県自然の家条例の一部を改正する条例（平成二十二年福島県条例第三十四号）の福島県郡山自然の家に係る施行期日は、平成三十一年四月一日とする。
 （社会教育課）

福島県教育委員会規則第五号
 福島県自然の家条例の一部を改正する条例の福島県郡山自然の家に係る施行期日を定める規則をここに公布する。
 平成三十一年二月十九日
 福島県教育委員会

に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。
 附 則
 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
 （義務教育課）

科に関する専門的事項に関する科目」に、

一	一	及び方法	二	六
---	---	------	---	---

別表第一の五、同表一の六のイ及び同表一の六のイの表中「教科に関する科目」を「教科職に関する科目」に改める。

「教科職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

題名を次のように改める。

福島県郡山自然の家及び福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家

条例施行規則

第一条第一項中「福島県いわき海浜自然の家（以下「いわき海浜自然の家」）を「福島県郡山自然の家及び福島県いわき海浜自然の家（以下「自然の家」）に改める。第三条及び第四条中「いわき海浜自然の家」を「自然の家」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に福島県自然の家条例施行規則（昭和五十年福島県教育委員会規則第五号。以下「施行規則」という。）第二条第一項の規定により行われている福島県郡山自然の家に係る自然の家使用許可申請書の提出は、第二条に規定する手続の過程における当該自然の家使用許可申請書の提出に相当する行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に施行規則第二条第二項の規定により交付されている福島県郡山自然の家に係る自然の家使用許可書は、第二条に規定する手続によりなされた福島県郡山自然の家の使用の承認を証する書面とみなす。

（社会教育課）

福島県教育委員会訓令第一号

福島県立学校公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 県 立 学 校

平成三十一年二月十九日

福島県教育委員会

福島県立学校公印規程の一部を改正する訓令

福島県立学校公印規程（昭和三十九年福島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「福島県立会津学鳳中学校長印」を「（福島県立各中学校）長印」に、「同 会津学鳳中学校長」を「同 各中学校長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（高校教育課）